

# 閱 覧 図 書

業務名：岡山森林管理署及び森林技術・支援センター官用自動車点検等業務

(内訳)

- 1 平成28年度自動車点検整備等委託車両及び整備内容等一覧表
- 2 業務請負単価契約書(案)
- 3 入札者注意書
- 4 入札書及び入札書(内訳書)
- 5 委任状

近畿中国森林管理局

岡山森林管理署

平成28年度 自動車点検整備等委託車両及び整備内容等一覧表

No.	配置場所	登録番号 又は 車両番号	車体番号	共 通								定期点検			継続検査(車検)							自賠責保険			車両引渡及び納車場所				
				自動車の種別 用途 自家用・事業用の別	車名	型式	車両 重量	車 両 総重量	登録/交 付年月日	車 検 満了日	定期点検 又は 車検 年月	1 2 ヶ月点 検基本 料	車 内 お よ び 外 回 り 清 掃	車 両 陸 送	継続検査 (車検) 点検基本 料	エ ン ジ ン 及 び 下 回 り ス テ ー ム 洗 浄	下 廻 り 塗 装	車 内 お よ び 外 回 り 清 掃	保 安 確 認 検 査 料	車 検 代 行 手 数 料 (印 紙 代 含 む)	車 両 陸 送	保険期間			事務所等名称	住所	電話番号	備考	
																						自	至	期 間 (月 )					
1	新見森林事務所	岡山301 ち 8891	NT32 -510979	普通・乗用・自家用	ニッサン エクストレイル	DBA-NT32	1,500	1,775	H27.3.13	H30.3.12	H29.3	○	○	○								H27.3.13	H30.4.13	37ヶ月	森林技術 ・支援センター	岡山県新見市 高尾786-1	0867-72-2165		
2	新見森林事務所	岡山 480 せ 4141	HBD -DA64V	軽自動車・貨物・自家用	スズキ エブリイ	HBD-DA64V	950	1,410	H26.2.26	H30.2.25	H29.2	○	○	○								H28.3.26	H30.3.26	24ヶ月	森林技術 ・支援センター	岡山県新見市 高尾786-1	0867-72-2165		
3	刑部森林事務所	岡山 301 て 1210	NT32- 530795	普通・乗用・自家用	ニッサン エクストレイル	DBA-NT32	1,500	1,775	H28.2.17	H31.2.16	H29.2	○	○	○								H28.2.17	H31.3.17	37ヶ月	森林技術 ・支援センター	岡山県新見市 高尾786-1	0867-72-2165		
4	新郷森林事務所	岡山501 め 5240	J210G -0008569	小型・乗用・自家用	ダイハツ ビーゴ	ABA-J210G	1,200	1,475	H23.1.18	H30.1.17	H29.1	○	○	○								H28.2.18	H30.2.18	24ヶ月	森林技術 ・支援センター	岡山県新見市 高尾786-1	0867-72-2165		
5	高梁森林事務所	岡山501 め 5241	J210G -0008570	小型・乗用・自家用	ダイハツ ビーゴ	ABA-J210G	1,200	1,475	H23.1.18	H30.1.17	H29.1	○	○	○								H28.2.18	H30.2.18	24ヶ月	森林技術 ・支援センター	岡山県新見市 高尾786-1	0867-72-2165		
6	森林技術・支援センター	岡山301 そ 159	NT31 -308375	普通・乗用・自家用	ニッサン エクストレイル	DBA-NT31	1,500	1,755	H25.1.16	H30.1.15	H29.1	○	○	○								H28.2.16	H30.2.16	24ヶ月	森林技術 ・支援センター	岡山県新見市 高尾786-1	0867-72-2165		
7	森林技術・支援センター	岡山480 え 8413	S330V -0039344	軽自動車・貨物・自家用	ダイハツ カーゴ	LE-S330V	970	1,430	H19.3.20	H29.3.19	H29.2				○	○	○	○	○	○	○	H27.4.20	H29.4.20	24ヶ月	森林技術 ・支援センター	岡山県新見市 高尾786-1	0867-72-2165		
8	森林技術・支援センター	岡山301 さ 7098	SG5 -111420	普通・乗用・自家用	スバル フォレスター	CBA-SG5	1,420	1,695	H18.6.	H29.3.27	H29.2				○	○	○	○	○	○	○	H27.4.27	H29.4.27	24ヶ月	森林技術 ・支援センター	岡山県新見市 高尾786-1	0867-72-2165		

※1 整備内容について、本表にない事項(交換部品や油脂、定期点検等に併せて行う追加整備・修理等)の実施についてはその都度指示するものとし、本表には含まない。

※2 本表の大きさはA3判とする。

業務請負単価契約書（案）

- 1 業務名 岡山森林管理署及び森林技術・支援センター官用自動車点検等業務
- 2 仕様内容 自動車点検等業務仕様書(別紙1)のとおり
- 3 契約単価 単価表(別紙2)のとおり
- 4 契約期間 平成28年 月 日(契約締結の翌日)から  
平成29年 3月31日まで
- 5 履行期限 発注の都度指示
- 6 契約保証金 免除
- 7 特約事項 暴力団排除に関する特約条項(別紙3)のとおり

上記の業務について、分任支出負担行為担当官 岡山森林管理署長 熊野 義助(以下「甲」という。)と 請負者 ○○○○(以下「乙」という。)とは、上記各項及び契約条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者(住所) 岡山県津山市小田中228-1  
分任支出負担行為担当官

(氏名) 岡山森林管理署長 熊野 義助 印

請負者(住所)

(氏名) 印

## 契約条項

### (目的)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）と請負者（以下「乙」という。）はこの契約書に基づき、頭書の業務を誠実に履行するものとする。
- 2 甲は、契約締結後速やかに、自動車点検整備等委託車両及び整備内容等一覧表を乙に交付するものとする。また自動車点検整備等委託車両に変更が生じた場合も同様とする。
  - 3 甲又は甲の指定した職員は、頭書の業務の提供を必要とする場合は、項目、数量、履行年月日その他必要な事項を記載した発注書により乙に対して業務履行の指示をするものとする。
  - 4 乙は、前項に定める発注書の交付を受けた場合は、当該発注書に従い、頭書の業務を頭書の契約単価をもって確実に履行しなければならない。
  - 5 発注書の指示内容が自動車点検整備等委託車両及び整備内容等一覧表の整備内容等から変更されている場合は、発注書を優先するものとする。
  - 6 この契約による契約単価の有効期限は、頭書の契約期間とする。

### (納入期限の延長)

- 第2条 乙は、発注書に定める期日内に業務の履行を完了することができない場合は、あらかじめ、甲に対し遅延の理由及び履行完了見込み日を明らかにした書面を提出して、期限延長の承認を求めなければならない。

### (延滞金)

- 第3条 甲は、乙が発注書に定める期日内に、業務の履行を完了できない場合において、その後甲の定める期限までに完了できる見込みがあるときは、乙に対し延滞金を請求することができる。ただし、その延滞が天災地変等やむを得ない理由によるときは、この限りではない。
- 2 前項の延滞金は、履行期限の翌日から履行完了日までの遅延日数1日につき、発注書に定める数量に頭書の契約単価に乗じて得た額の年5%に相当する額とする。
  - 3 第1項の延滞金の請求は、甲がこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げるものではない。

### (整備の追加)

- 第4条 乙は、第1条第2項の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、発注書に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、ただちに甲又は甲の指定した職員に通知するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、当該追加整備にかかる費用の見積をするも

のとする。

- 2 甲は、前項の乙の通知内容及び費用が適当であると判断した場合は、当該内容について本契約に追加し、追加整備発注書を乙に交付し業務履行の指示をするものとする。

#### (検査)

第5条 乙は、業務の履行を完了したときは、その旨を甲に通知し、甲の命じた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

- 2 検査職員は、前項の通知を受けた日から10日以内に当該成果品について検査を行うものとする。
- 3 乙又は乙の使用人は、検査に立ち会い、検査職員の指示に従って、検査に必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前項の場合において、乙又は乙の使用人が検査に立ち会わないときは、検査職員は、乙の欠席のまま検査を行うことができる。この場合において、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 検査職員は、検査の結果、当該成果品の全部又は一部について不当な箇所を発見した場合は、乙に対し、適当な日時を定めて補修を請求することができる。この場合、乙は、直ちに不当な箇所の補修を行わなければならない。この場合において、第2項に規定する期間は、甲が業務のやり直しを完了した旨の通知を受けた日から起算し、第3項及び第4項の規定を準用する。

#### (損失負担)

第6条 乙は、業務の実施について甲に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によるときは、その限度内において甲の負担とする。
- 3 乙は、乙の責に帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責を負わない。

#### (代金の請求及び支払)

第7条 乙は、業務の履行を完了し検査職員の検査に合格したときは、適法な請求書により履行した車両一台ごとに頭書に定める契約単価（税抜）及び追加発注単価（税抜）の合計額に消費税及び地方消費税を乗じた合計金額（車検時は、自動車重量税、自賠責保険料を含む）を甲に請求することができる。

- 2 甲は、前項の支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を乙に支払わなければならない。ただし、受領した支払請求書が不当のため、乙に返送した場合には、甲がその返送した日

から乙の適法な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に参入しない。

(支払遅延利息)

第8条 甲の責に帰する理由により、前項の支払期限までに代金を支払わないときは、甲は、支払期限の翌日から支払当日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、支払遅延が天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間はこれを約定期間に参入せず、また、遅延利息を支払い日数に計算しないものとする。

(保証)

第9条 乙は、当該業務の完了後6ヶ月、又は当該業務を実施した対象車両が業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと乙が認めるときは、その不具合箇所を乙の負担において再度整備するものとする。その他、保証の詳細は、乙の発行する整備保証書による。

(契約の変更)

第10条 経済情勢の激変等により、頭書に定める契約単価が著しく不当であると認められる場合は、甲、乙協議して契約変更することができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、乙は、違約金として契約期間中に必要とする数量に契約単価を乗じて得た額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

- (1) 契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) この契約に関し、不正行為をしたと甲が認めたとき。
- (3) 天災その他不可抗力以外の理由により契約の解除を申出たとき。

(談合等の不正行為に係る解除)

第12条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」

- という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第13条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約期間中に必要とする数量に契約単価を乗じて得た額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約期間中に必要とする数量に契約単価を乗じて得た額の100分の10に相当する額のほか、契約期間中に必要とする数量に契約単価を乗じて得た額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期

日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
  - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（債権債務の相殺）

- 第14条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、請負代金と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙は、その不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければならない。
- 2 乙が、この契約に基づく延滞金、違約金又は賠償金を甲の指定する期限までに納付しないときは、甲は、乙から遅滞日数1日につき年5%の割合で計算した遅滞金を徴収する。

（権利義務の譲渡等）

- 第15条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

（契約外事項）

- 第16条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲乙協議の上、定めるものとする。

（紛争解決の方法）

- 第17条 この契約について紛争を生じた場合は、甲乙協議して選定した第三者の調停により解決するものとする。

以上



## 自動車点検等業務仕様書

### 1 対象物品

対象物品は、自動車点検整備等委託車両及び整備内容等一覧表（以下「一覧表」という。）に定める自動車とする。

車体検査、定期点検以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、請負者は点検を実施した結果、整備が必要であると判断した場合は、契約担当官等またはその補助者（以下「契約担当職員」という。）に連絡のうえ指示を受けるものとする。

### 2 請負内容

(1) 請負者は、契約担当職員の発行する発注書（以下「発注書」という。）に基づき、一覧表に定める車両引き渡し場所より車両を引き取り、発注書に定める点検・検査等を実施のうえ、納車場所に返還するものとする。

(2) 発注書並びに単価表における項目の内容は次のとおりとする。

ア 定期点検とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号、以下「法」という。）第48条に基づく点検とする。

イ 継続検査(車検)とは、法第62条に基づく検査とする。

ウ 保安確認検査とは、各種検査機器等を使用して保安基準に適合しているかを確認するものであり、法第62条に定める継続検査に係るものとする。

エ 車検代行手数料とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な継続検査申請書は請負者が自己の負担において用意するものとする。

オ 追加発注

上記以外の業務について、契約担当職員は請負者に依頼できるものとする。

(3) 自動車重量税及び自賠責保険料

請負者が納付し、他の経費とともに請求するものとする。

### 3 その他

請負者は、車両の返還にあたっては、契約担当職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

以上

## 単 価 表

項 目			単位	単価(円)
継続検査(車検)	自動車重量税	乗用車	台	
継続検査(車検)	自動車重量税	軽自動車	台	
自動車重量税 ※消費税等は非課税				
継続検査(車検)	自賠償保険料	乗用車	台	
継続検査(車検)	自賠償保険料	軽自動車	台	
自賠償保険料 ※消費税等は非課税				
定期点検	12ヶ月点検基本料	乗用車	台	
定期点検	12ヶ月点検基本料	軽自動車	台	
定期点検	室内及び外回り清掃		台	
定期点検	車両陸送		台	
継続検査(車検)	車検点検基本料	乗用車	台	
継続検査(車検)	車検点検基本料	軽自動車	台	
継続検査(車検)	エンジンルーム及び 下廻りスチーム洗浄	乗用車	台	
継続検査(車検)	エンジンルーム及び 下廻りスチーム洗浄	軽自動車	台	
継続検査(車検)	下廻り塗装	乗用車	台	
継続検査(車検)	下廻り塗装	軽自動車	台	
継続検査(車検)	保安確認検査	乗用車	台	
継続検査(車検)	保安確認検査	軽自動車	台	
継続検査(車検)	室内及び外回り清掃		台	
継続検査(車検)	車検代行手数料 (収入印紙代を含む)		台	
継続検査(車検)	車両陸送		台	
作業料金 ※消費税等を含む				

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（請負者をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(様式 1)

殿

分任支出負担行為担当官  
岡山森林管理署長 熊野 義助

平成28年 月 日付け契約の岡山森林管理署及び森林技術・支援センター官用自動車点検等業務について、契約条項第1条第2号に基づき、別紙のとおり「平成28年度自動車点検整備等委託車両及び整備内容等一覧表」を交付します。  
なお、個別車両の点検整備等の発注は、別途発注書を交付して行うものとします。

記

- (交付事由)
1. 契約締結に伴うもの。
  2. 委託車両の増減に伴うもの。

※該当する番号に○を付けること。

# 入札者注意書

入札に参加しようとする者は、契約書案及び本書記載事項等、当局が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

- 1 入札書は、入札物件毎に別葉にすること。
- 2 入札金額は、仕様書に示す点検等項目ごとの単価を記載すること。併せて、提示する予定数量と単価によって計算された総額を記載すること。
- 3 代理人に入札をさせようとするときは、入札前に委任状を提出すること。
- 4 代理人が入札をするときは、入札書に代理人である旨を明記すること。
- 5 入札・開札の時刻は、入札場の時計に基づきます。
- 6 入札締め切り時刻をすぎて提出した入札書は、受理しない。
- 7 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項(入札説明書別紙1)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 8 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
  - ① 入札参加資格のない者のした入札。
  - ② 入札物件・入札金額・入札者名(代理人を含む。以下同じ。)の確認ができないもの。
  - ③ 入札書に入札者の記名押印のないもの。
  - ④ 単価または総額の金額に訂正があるもの。
  - ⑤ 内訳と計算した総額が相違している入札。
  - ⑥ その他入札に関する条件に違反した入札。
- 9 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 10 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
- 11 開札は、入札者の面前で行う。
- 12 開札の結果、入札金額が予定価格を超過する場合は、再度の入札を行なうことがある。
- 13 落札となるべき者の入札価格によって、当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、落札の決定を保留することがある。
  - (2) 前項の当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められる入札を行なった者は、森林管理局が行う調査に協力しなければならない。なお、調査の結果により、最低額の入札者であっても落札者とならない場合もある。
  - (3) 第1項により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
  - (4) 第1項の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 14 落札となるべき同価格の入札をした者が、2名以上ある時は、直ちに「くじ」により落札者を決定する。
- 15 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 16 落札者が契約を結ばないときは、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 17 入札を公正に行なうことができないと認めるときは、入札の執行を中止する。

(様式 2)

## 発 注 書

殿

分任支出負担行為担当官  
岡山森林管理署長 熊野 義助

平成 28 年 月 日付け契約の岡山森林管理署及び森林技術・支援センター自動車点検等業務について、契約条項第 1 条第 3 号に基づき、下記のとおり点検整備を申し込みます。

記

### 1 点検車両、内容等

点検車両、内容等は別紙「平成 28 年度自動車点検整備等委託車両及び整備内容一覧表」の No. \_\_\_\_\_ のとおり。

なお、点検等の項目は本発注書添付の整備内容一覧表の項目を優先します。

### 2 追加整備等

・  
・

### 3 履行期限 平成 年 月 日

### 4 その他特記事項

請負者は、上記 2 において指示した項目ないし点検等を実施した結果、この発注書に定められた内容以外の整備等を必要と判断した場合は、ただちに発注者に通知するとともに、その追加整備項目が契約書に単価の定めのない項目であるときは、当該追加整備にかかる費用の見積書を速やかに提出すること。

(様式 3)

## 追加整備等発注書

殿

分任支出負担行為担当官  
岡山森林管理署長 熊野 義助

平成28年 月 日交付の発注書による点検整備において、追加整備等が必要と認められかつ価格も適正と認められるので、契約条項第4条第2号に基づき、別紙見積書のとおり点検整備を申し込みます。

なお、本通知をもって契約単価表に追加するものとします。



# 入札書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
岡山森林管理署長 熊野 義助 殿

入札者

会社名又は商号

代表者氏名

印

(代理人氏名)

印

入札件名： 岡山森林管理署及び森林技術・支援センター官用自動車点検等業務

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額									

ただし、上記金額は見積もった契約金額(消費税等の課税対象である作業料金等については消費税及び地方消費税を含む金額)であること、並びに入札者注意書及び入札説明書を承知の上で入札します。

なお、総価項目別単価は、別紙内訳書のとおり。

## (注意事項)

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 入札者の記名押印のない入札書は無効とするので注意すること。
- 4 代理人による入札の場合は、委任状を提出すること。  
委任状のない者のした入札は無効とするので注意すること。
- 5 再入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
- 6 単価及び金額の訂正はしないこと。
- 7 内訳と計算した総価が相違している入札は無効とするので注意すること。

入札書(内訳書)

会社名：

項 目			数量	単位	単価(円)	金額
継続検査(車検)	自動車重量税	乗用車	1	台		
継続検査(車検)	自動車重量税	軽自動車	1	台		
自動車重量税計(A)						
継続検査(車検)	自賠責保険料	乗用車	1	台		
継続検査(車検)	自賠責保険料	軽自動車	1	台		
自賠責保険料計(B)						
定期点検	12ヶ月点検基本料	乗用車	5	台		
定期点検	12ヶ月点検基本料	軽自動車	1	台		
定期点検	室内及び外回り清掃		6	台		
定期点検	車両陸送		6	台		
継続検査(車検)	車検点検基本料	乗用車	5	台		
継続検査(車検)	車検点検基本料	軽自動車	1	台		
継続検査(車検)	エンジンルーム及び下廻りスチーム洗浄	乗用車	5	台		
継続検査(車検)	エンジンルーム及び下廻りスチーム洗浄	軽自動車	1	台		
継続検査(車検)	下廻り塗装	乗用車	5	台		
継続検査(車検)	下廻り塗装	軽自動車	1	台		
継続検査(車検)	保安確認検査	乗用車	5	台		
継続検査(車検)	保安確認検査	軽自動車	1	台		
継続検査(車検)	室内及び外回り清掃		6	台		
継続検査(車検)	車検代行手数料 (収入印紙代を含む)		6	台		
継続検査(車検)	車両陸送		6	台		
作業料金計(C)						
合計 = (A) + (B) + (C) =						

注)

- 1 仕様書に示す点検等項目ごとに単価を記載すること。
- 2 車種等によって料金が異なる場合は、適宜欄を追加すること。
- 3 自動車重量税及び自賠責保険料の額は、法令等で定められている額を記載すること。
- 4 作業料金(C)の点検等項目ごとの単価は、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。

# 委任状

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

岡山森林管理署長 熊野 義助 殿

委任者 住 所  
称号又は名称  
代表者氏名

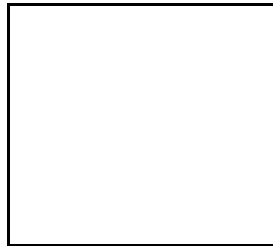
印

私は次の者を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任します。

## 記

1 受任者 住 所  
称号又は名称  
代表者氏名

2 使用印鑑



3 入札件名 岡山森林管理署及び森林技術・支援センター官用自動車点検等業務

4 委任期間 自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日